

「未来を担う子どもたちの健全な育成に向けて～学校・家庭・地域の連携による教育力の向上に向けて～」に関連する現在の取組（知事部局）

千葉県

(1) 子育て環境の充実（健康福祉部子育て支援課）

～子育て家庭を支える機運の醸成と地域の実情に応じた子育て支援～

① 利用者支援事業

子ども及びその保護者、また妊娠している方等の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施するために必要な費用の一部を助成する。

H28年度計画 23市町74カ所

基本型：利用者支援と地域連携をともに実施。主に行政の窓口以外の施設を活用 8市町32カ所

特定型：主に利用者支援を実施。行政の窓口で実施 12市21カ所

母子保健型：母子保健に関する相談を実施。市町村保健センター等を活用 15市町21箇所

② 地域子育て支援拠点事業

家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点において、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行うための費用の一部を助成する。 H28年度計画 47市町305カ所

③ 放課後児童健全育成事業

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び、生活の場を与えるための放課後児童クラブに対し、費用の一部を助成する。

H28年度計画 54市町村1,282カ所

④ ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学校等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うための費用の一部を助成する。

H28年度計画 27市町

⑤ チーバくんを活用した子育て応援事業

企業から「千葉県安心こども基金」へ寄付をいただいた資金を財源に、近い将来親となる若者に向けて、自身の存在を意識し、子育てについて考える契機とするため、高校生を対象に「次世代を担う若者への子育て講演会」を実施する。

H27年度 6県立高等学校にて実施 H28年度は3県立高等学校にて実施が決定（その他検討中の学校あり）

⑥ 子育て応援チーパス事業

子育て家庭に対する経済的支援の取組を進めるとともに、社会全体で子育て家庭を支援する機運を醸成するため、企業の協賛を受けながら、子育て家庭優待カード「チーパス」により、各種割引等のサービスが受けられる取組を平成24年7月から実施している。平成28年4月から各都道府県で相互利用を可能とする全国展開に参加している。

対象：県内の妊婦又は中学生までの子どもが1名以上いる家庭

実施方法・優待カード「チーパス」を市町村を通じて各家庭に配布

・協賛事業者は協賛ステッカーを掲示し、各種サービスを提供

・優待カードを提示することで、子育て応援サービスを受けられる。

(2) 児童福祉に係る取組の充実（健康福祉部児童家庭課）

① 市町村児童虐待防止ネットワーク機能強化事業

県内市町村が設置する児童虐待防止ネットワーク及び要保護児童対策地域協議会の機能強化及びネットワークを設置する市町村の協議会への移行を支援するため、専門の人材の確保が困難な市町村に専門家を派遣する。

H27年度 8回派遣

・児童虐待防止ネットワーク：虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、多数の関係機関がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、円滑な連携・協力を確保する連絡体制

・要保護児童対策地域協議会：虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童、要支援児童等を早期に発見し、適切な支援を行うために、市町村、児童相談所、医療機関、警察、学校・教育委員会などの関係機関により構成され、設置するもの。3層構造を基本とし、定期開催の代表者会議や実務者会議のほか、個別支援会議があり、構成機関が必要に応じて個別ケースの情報共有や支援内容の協議を行うために開催する。

H28.4.1現在 県内53市町村に設置。

② 主任児童委員研修事業

児童福祉法に基づき、地域における児童福祉の中核的役割を担うことが求められている主任児童委員に対して、研修を実施。（公益財団法人民生委員児童委員協議会への委託事業）

・児童委員：地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。

・研修の趣旨：日頃の活動状況について情報を交換し、地域での様々な問題についてそのあり方を協議するとともに、これまで取り組んできた活動をさらに発展させ、地域社会における児童福祉の向上・発展を期する。

主任児童委員定数 581名（政令市・中核市分を除く）H27年度 1回実施 465人参加

(3) 青少年相談員及び青少年補導員活動への支援（環境生活部県民生活・文化課）

① 青少年相談員設置事業

地区青少年相談員連絡協議会（11地区）及び市町村青少年相談員連絡協議会（54市町村）が行う青少年相談員の活動費に対して助成する。

・青少年相談員制度（昭和38年制定）

目的：青少年と一体となり、地域での健全育成活動の積極的な推進を図り、青少年の健全育成に資する。

活動内容：スポーツ、野外活動等を通じた体験活動等の促進、青少年健全育成の啓発、社会環境浄化の促進、青少年の相談及び助言指導、青少年団体との連携

委嘱：市町村長の推薦により知事が委嘱し、併せて市町村長が委嘱している制度ボランティア

・第19期青少年相談員

任期：平成28年4月1日～31年3月31日（3年）

定数等：定数4,261人（概ね1小学校区あたり5人を基準として配置）、委嘱数4,258人（H28.4.1現在）

② 青少年補導センター事業

青少年補導センターの社会環境整備活動（青少年健全育成条例の周知啓発、有害環境浄化活動、街頭補導活動）の経費に対して助成する。

・青少年補導センター

県内19市に設置されており、青少年の健全育成・非行防止に関する諸活動を総合的・計画的に実施する協働活動の拠点としての役割を担っている。なお、旭市と匝瑳市を除く17市で青少年補導員を委嘱している。

・青少年補導員

活動内容：非行少年を早期に発見、補導するための街頭補導活動、青少年及び保護者等からの青少年問題に関する相談活動、青少年に有害な影響を与える社会環境の浄化活動など

委嘱：各市長が委嘱している制度ボランティア

委嘱数：県下17市で2,095人（H28.5.1現在）